

神戸教育短期大学

教育実践研究紀要

第6号 [2023年度]

教育実践研究論文

<第3類>

- ・保育内容・健康における教育内容の検討（4）
適正な授業構築に向けたシラバスの内容検討

（山本 章雄）

<第6類>

- ・身体表現の授業が保育者をめざす学生の身体表現に対する主観的認識に与える影響
—保育者養成校における「身体表現Ⅰ」の受講生を対象として—

（川野 裕姫子）

（橘 未都）

神戸教育短期大学

教育実践研究紀要

第6号【2023】

[教育実践研究論文]

<第3類>

- ・保育内容・健康における教育内容の検討（4）
適正な授業構築に向けたシラバスの内容検討

山本 章雄・・・ 5

<第6類>

- ・身体表現の授業が保育者をめざす学生の身体表現に対する主観的認識に与える影響
—保育者養成校における「身体表現Ⅰ」の受講生を対象として—

川野 裕姫子
橘 未都・・・ 18

神戸教育短期大学「教育実践研究紀要」の発行および編集の手引き

1. 目的

本紀要は、大学教育に関する教育技術や方法論、教材活用等の知見を共有し、教育の質の向上に貢献することを目的として発行する。

2. 投稿者の資格

本紀要に投稿できるのは、原則として本学の、専任教員・本務校を持たない非常勤講師・職員とする。ただし、編集会議で認めた場合、学外からの寄稿を掲載することができる。

3. 編集会議

編集会議は、ファカルティ・ディベロップメント委員会（FD委員会）委員で構成する。

4. 原稿の内容、投稿

(1) 本紀要で扱うものは全て「教育実践研究」とし、その内容は以下に分類される。

第1類 大学教育の理念や思想に関するもの

第2類 大学教育の制度、法およびその運用に関するもの

第3類 大学における専門教育に関する方法、技術、課題に関するもの

第4類 大学教育に適した教具・教材の開発およびその利用効果に関するもの

第5類 大学生の心身の特性と教育のあり方に関するもの

第6類 その他、大学教育の実践に関するもの

(2) 書式は、編集会議において別に定めるものを基本とする。ただし、原稿の内容に応じ、適切な章立てを利用することができる。

(3) 1原稿につき本誌10部を無償提供する。

(4) 投稿は、原則として、電子ファイルによる完全イメージ原稿とする。

5. 投稿に関する手続き

(1) 文の構成は、「問題の所在（または目的）」「方法」「結果」「考察」「結論」を基本とするが、教育分野や論の特性に応じて適切な章立てを設定することができるものとする。なお、参考・引用文献等がある場合、必ず文末に付記する。

(2) 原稿は原則として、Microsoft Word（表作成についてはMicrosoft Excelも可）により作成し、完成イメージで提出する。この場合、編集会議が配付するフォーマットを利用することが望ましい。その他、文字数・行数・フォント等、執筆の詳細についてはフォーマットを参照のこと。

(3) 原稿は、完成イメージで5頁以上とし、最大15頁までとする。

(4) 写真、図については、各自が画像ファイルとして作成し、原稿内に貼り込むものとする。全てグレースケールで印刷されるため、出版時に画像の精細等に関する要求は一切受け付けない。ただし、カラー写真による掲載を希望する場合、自費（または個人研究費）により、載せることができる。

(5) 投稿にあたっては、電子メールに、投稿票、本文、写真・図の電子ファイルを添付し、FD委員会に送信する。

6. 編集に関する手続き

(1) 原稿が投稿されると、編集会議において1名のピアスーパーバイザー(PS)が決定される。

(2) PSは受稿後速やかに精読し、質問および意見をまとめ、投稿者に返信する。なお、PSが提示する意見や質問は、本誌が多様な読者を想定していることから、専門分野を熟知した内容でなくてよいこととする。

(3) 投稿者はPSから提示された質問や意見について、回答または修正等を行い、再び提出する。

(4) PSは回答または修正を確認し、「ピアスーパービジョン実施報告書」にコメント等、必要事項を記入の上、編集会議に提出する。

7. 発行

本紀要は、原則として、年2回発行する。ただし、発行は投稿数に応じて編集会議で決定する。

8. 著作権

著作権および電子化による公開本誌に掲載された著作物の著作権は執筆者に属するが、著作物は原則として電子化し、国立情報学研究所等の公的機関のホームページに公開することを許諾するものとする。ただし、執筆者から電子化を承諾しない旨の申し出があった場合はこの限りではない。

第3類

保育内容・健康における教育内容の検討（4）

適正な授業構築に向けたシラバスの内容検討

山本章雄

YAMAMOTO Aki o

「保育内容・健康」の授業を目的に則して効果的に実施するためには、その指針である「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の内容を遵守しながら講義を進めること、また、学生の実態を十分に把握し授業を構築することが必須であるといえる。本研究では、山本¹⁾ ²⁾ ³⁾の研究結果を踏まえ、具体的な授業カリキュラムを作成する際の礎となる「シラバス」の内容を適正に構築するため、各種指針の内容の整理、学生の実態確認および保育者養成短期大学に於いて公表されている「シラバス」の内容検討を行い、授業カリキュラムに関する基礎的な知見を得ることを目的とした。

その結果、「シラバス」に記載し授業内容の適正化を図るために取り扱うべき16の項目を抽出することができ、授業運用において留意すべき事項を3項目見出すことができた。

キーワード：保育内容「健康」、カリキュラム、シラバス、学生実態、比較検討

1. はじめに

様々な保育者養成機関に於いて「保育内容・健康」をどのように教授するかを明示しているのは、当該機関の「シラバス」である。文部科学省が設置する中央教育審議会大学分科会では、この「シラバス」を「学生が授業科目の履修を決める際の参考資料や準備学習を進めるために用いられる各授業科目の詳細な授業計画。一般的に、授業科目名、担当教員名、講義目的、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習のための具体的な指示、教科書・参考図書、履修条件などが記載されている。また、教員相互の授業内容の調整や、学生による授業評価などにも使われる。」と定義し

ている。また、その役割については「① 授業選択ガイドとしての機能 ② 担当教員と受講する学生との契約書としての機能 ③ 学習効果を高める文書としての機能 ④ 授業の雰囲気伝える文書としての機能 ⑤ 授業全体をデザインする文書としての機能 ⑥ 学科・課程・コースのカリキュラム全体に一貫性を持たせる資料としての機能 ⑦ 授業の改善につなげる機能」の7項目を挙げており、「シラバス」の書式に関しては養成機関毎に統一した形式で公表することを求めている。また、「シラバス」はそれぞれの養成機関の認証評価を実施する際の「教育の質」を判断する基準にも位置づけられている。

山津⁴⁾は、2017年に実施された幼稚園教育要領等の改訂を受け新設が求められた領域「健康」に関する科目の「シラバス」に関して、国立教員養成大学5

0校を対象に調査を実施している。その内容は、一般社団法人保育教諭養成課程研究会が示している「幼児と健康」のモデルカリキュラムと各大学の「シラバス」を比較したものであり、結果はモデルが示す内容を十分に満たしていると評価することが出来る「シラバス」は極めて少なく、特に、文部科学省が重視している「幼児期運動指針」（義務教育就学前の幼児が最低限確保すべき身体活動量の基準を明示した指針：2012年幼児期運動指針策定委員会）を明記している「シラバス」が皆無であったことは問題であると「シラバス」の内容に関する課題を示唆している。

西村ら⁵⁾は、2017年に示された「教職課程コアカリキュラム」における「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」の関連性の観点より、「健康」に関する科目の「シラバス」の検討を行っている。その結果、領域「健康」の授業内容の策定に於いては、基礎的な知識、技能を踏まえ保育現場を想定した指導計画の作成や模擬保育実施の能力を受講生が身に付けることを目指すとともに、「健康」と関連する授業内容を含む「幼児保育」「子どもの健康と安全」などの科目、および保育内容5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の関係科目との関連性や連携を視野に、総合的な見地より授業展開をすることの重要性を見出している。

田中ら⁶⁾は、「学校教育施行規則」（1964年改正）および「幼稚園教育要領」（2019年改訂）に示された教育課程の方針、ねらいに足場を置きながら、関東6都県に所在する保育士、幼稚園教諭の養成を行っている機関160校の「健康」に関する科目の「シラバス」に関して分析を実施している。その概要は、幼稚園、保育園などの施設内部で取り扱う事項に関する授業内容は確認できるが、地域との関わり合いなど幅広い視点での教育内容が欠落している、また、防災対策など子どもたちを取り巻く最近の事象変化に対応した授業内容の適時性にも不十分な点があることを指摘したものである。

また渡辺ら⁷⁾は、我が国における大学改革の流れを基盤とした各大学の「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」と学習成果に基づく大学教育体系の実質化の観点より「シラバス」の時系列的な変化を検討し、授業内容や成績評価を丁寧に説明する記述内容は増加してきているが、授業の実施形態は依然として従来型の「講義」が多く、学生が主体的に取り組む「ディスカッション」等を取

り入れた双方向型の授業形態は増加していない実態を明らかにしている。

宮原⁸⁾は、大学教育において基幹となる科目の「シラバス」（「授業の概要」と「授業の到達目標」に特化）5年間（2016年～2020年）503科目について、定型化されていないテキストデータを一定のルールに従って整理するデータマイニングの手法を用いて時系列的に分析を行っている。その結果、科目が開講される年次が進むに従い「フィールドワーク」「プロデュース」といった言語の出現回数が増え、学生の主体性を求める傾向や多様性が進展していること、また、科目の対象学年が上がるほど専門性が高い用語の出現回数が増加する傾向を確認し、経年変化や履修学年の推移による「シラバス」の内容の違いについて指摘を行っている。

一方、筑波大学教学マネジメント室⁹⁾は、現場目線で「シラバス」をとらえ直すためアメリカにおける大学の「シラバス」について意見聴取を実施し、1科目当たり10ページにも及ぶ詳細な「シラバス」があること、障害を持つ学生への対応など人権への配慮に関する記載が必須であること、「シラバス」は事前に学生等に公開されず当該科目の第1回目の授業で初めて提示され、これを見て学生が履修の判断することなどを明らかにし、アメリカにおける「シラバス」は学生が履修科目を選択するための「科目カタログ的」な色彩が強いことを見出している。

門内ら¹⁰⁾は、大学教員の「教員業績評価」（教育・研究・サービス）の視点から「シラバス」の位置づけ、機能、評価について点検を行っている。その結果、① 到達目標の記載においては抽象的な表現を避け、できる限り具体的な記述とする。② 授業のねらい・方法は、平易な文章で講義全体のイメージが掴めるように記載する。③ 毎回の授業の概要においては、毎回の授業で使用するテキストの章や項を明示する。④ 成績評価方法では、レポートの分量や評価するポイントを明確にする。⑤ 学生への要望事項においては、毎回の授業のトピックをキーワードとして示し、新聞記事やデータベースを事前に読み込み自分の意見を整理しておくことを求めることを改善点として挙げている。また、「教員業績評価」に際しては、5項目の達成度を3段階評価することが適切であることも結論づけている。

このように「シラバス」に関する研究や調査は、多くの「シラバス」を収集し比較検討する手法、経年的に「シラバス」を収集し時系列で変化を比較する方法、

「シラバス」に出現する用語の頻度を比較し検討する方法論、また、外国における「シラバス」と比較検討する方法など多様な形で研究が行われているが、実際に授業を受講する学生の実態を調査し、これに対応した授業内容をどのように構築するかといった観点で「シラバス」の検討が行われている事例は見当たらない。

本研究では、授業内容の指針である「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に記載されている「保育内容・健康」の授業に於いて必要であるとされる教授内容の整理を行い、併せて、受講学生の「健康」に対する意識、考え方を調査した山本の研究^{1) 2) 3)}を基礎資料とし、学生の実態に応じた授業内容を検討することにより、適正な「シラバス」構築に向けた知見を得ることを目的とした。

また、至適な「シラバス」作成において必要な内容に欠落している事柄がないかの検討を付加するため、保育者養成を行っている短期大学（4年制大学の短期大学部を含む）における「シラバス」の内容分析を行うことにより「シラバス」作成に関して多角的な見地より考察を進めることとした。

なお、今回の研究では「シラバス」に含めるべき授業内容に関しての検討を進めるため、対象とする「シラバス」の項目は「毎回の授業内容」のみに限定した。

2. 方法

I、「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」授業の内容として必要な事項の整理

幼児教育者育成の観点より、授業の内容として取り入れ「シラバス」に記載すべき「健康」に関する事項を「幼児に対して教育すべき事項」および「幼児教育者として対応すべき事項」として整理するため、下記の3つの「要領」「指針」から「健康」に関する事項を網羅的に精査し、必要と考えられる項目の抽出を行った。

- 1, 「幼稚園教育要領」
(2018年・平成30年2月：文部科学省)
- 2, 「保育所保育指針」
(2018年・平成30年2月：厚生労働省)
- 3, 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」
(2018年・平成30年3月：内閣府・文部科学省・厚生労働省)

なお、各「要領」「指針」で精査・抽出の対象とした部分は以下の通りである。

- 1, 「幼稚園教育要領」第2章
第2節・1、心身の健康に関する領域「健康」
- 2, 「保育所保育指針」第2章
 - ① 乳児保育に関わるねらい及び内容(2)ねらい及び内容ア、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」
 - ② 1歳以上3歳未満児の保育と関わるねらい及び内容(2)ねらい及び内容ア、心身の健康に関する領域「健康」
 - ③ 3歳児以上児の保育に関するねらい及び内容(2)ねらい及び内容ア、心身の健康に関する領域「健康」
- 「保育所保育指針」第3章
 - ① 健康および安全
- 3, 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第2章
 - ① 第2節 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容2、各視点に示す事項(1)身体発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」
 - ② 第3節 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらいおよび内容2、各領域に示す事項(1)心身の健康に関する領域「健康」
 - ③ 第4節 満3歳以上の園児の教育及び包囲区に関するねらい及び内容2、各領域に示す事項(1)心身の健康に関する領域「健康」
- 「幼保連携型認定こども園教育・保育指針」第3章
健康および安全

II、学生の「健康」に対する意識、考え方に関する整理

「保育内容・健康」を受講している学生の「健康」に対する様々な意識、考え方を確認し、この現状に合わせ授業において取り扱うことが必要であると考えられる内容を整理するため、山本の研究^{1) 2) 3)}の「まとめ」において「学生の意識が強く向けられている」「学生の意識が希薄である」などの傾向が見出されている事項を抽出し、「シラバス」作成に関与すると考えられる項目の整理を行った。

III、短期大学における「保育内容・健康」に関する科目の「シラバス」内容についての分析・整理

「保育内容・健康」の授業「シラバス」作成において、内容として取り入れることが必要であると考えられる事項に追加すべき事柄がないかの検討を加えるため、保育者の養成を行っている短期大学の「シラバス」を収集し、以下のような分析と整理を行った。

- 1, 調査対象 近畿地区に所在する保育者養成を行っている短期大学（4年制大学の短期大学部を含む）34校のうち、「シラバス」がインターネットを介して収集できた27校。
- 2, 調査項目 「シラバス」に記載されている授業回（15回）ごとに「授業計画・内容」として記載されていた400項目。但し、一般的な手続き事項である「ガイドダンス」「まとめ」等として記載された項目（5項目）は対象より除外した。
- 3, 内容整理 調査対象短期大学の「シラバス」より、授業回ごとに記載されている「授業計画・内容」を抽出して列挙し、本稿の3. 結果 I、に記載の「幼児に対して教育すべき事項」（18箇条）および「幼児教育者として対応すべき事項」（12箇条）との照合を行い、各箇条と内容が合致する「授業計画・内容」の出現回数をカウントし合計数を示した。また、いずれの箇条にも属さない「授業計画・内容」は別途「その他」として内容の整理を行い、これを列記しその出現回数を示した。

3. 結果

I、「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」授業の内容として必要な事項の整理

3つの「要領」「指針」を整理する作業においては、「要領」や「指針」から抽出された事項で文章表現・意味内容が同じである部分を「要領」「指針」間で表現を整え統合を行い、同一事項として列記をした。

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」（3歳以上児）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」（満3歳以上）の領域「健康」において「内容」として示されている事項。

- 1) 先生（保育士・保育教諭等）や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- 2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- 3) 進んで戸外で遊ぶ。
- 4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- 5) 先生（保育士・保育教諭等）や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- 6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- 7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- 8) 幼稚園（保育所・幼保連携型認定子ども園）における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- 9) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- 10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」（3歳以上児）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」（満3歳以上）の領域「健康」において「内容の取り扱い」として示されている事項。

- 1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児（子ども・園児）が教師（保育士・保育教諭等）や他の幼児（子ども・園児）との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- 2) 様々な遊びの中で、幼児（子ども・園児）が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調節するようにすること。
- 3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児（子ども・園児）の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児（子ども・園児）の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
- 4) 健康な心とからだを育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、

幼児（子ども・園児）の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師（保育士・保育教諭等）や他の幼児（子ども・園児）と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

- 5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児（子ども・園児）の自立心を育て、幼児（子ども・園児）が他の幼児（子ども・園児）と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。
- 6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

「保育所保育指針」（1歳以上3歳未満児）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」（満1歳以上満3歳未満）の領域「健康」等において「内容」として示されている事項。

- 1) 保育士（保育教諭）等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。
- 2) 食事や午睡、遊びと休息など、保育所（幼保連携型子ども園）における生活のリズムが形成される。
- 3) 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ。
- 4) 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。
- 5) 身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。
- 6) 保育士（保育教諭）等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分で行うようにする。
- 7) 便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。

「保育所保育指針」（1歳以上3歳未満児）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」（満1歳以上満3歳未満）の領域「健康」等において「内容の取り扱い」として示されている事項。

- 1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるもので

あることを踏まえ、子ども（園児）の気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、一人一人の発育に応じて、体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。

- 2) 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子ども（園児）への対応については、嘱託医（学校医）等の指示や協力の下に適切に対応すること。
- 3) 排泄習慣については、一人一人の排尿間隔等を踏まえ、おむつが汚れていないときに便器に座らせるなどにより、少しずつ慣れさせるようにすること。
- 4) 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子ども（園児）が自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。

「保育所保育指針」（乳児）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」（乳児期）の「健やかに伸び伸びと育つ」において「内容」として示されている事項。

- 1) 保育士（保育教諭等）の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。
- 2) 一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。
- 3) 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。
- 4) 一人一人の生活リズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。
- 5) おむつ交換や衣服の着脱などを通して、清潔になることの心地よさを感じる。

「保育所保育指針」（乳児）「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」（乳児期）の「健やかに伸び伸びと育つ」において「内容の取り扱い」として示されている

事項。

- 1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、寝返り、お座り、はいはい、つかまり立ち、伝い歩きなど、発育に応じて、遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し、自らが体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- 2) 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子ども（園児）への対応については、嘱託医等（学校医等）の指示や協力の下に適切に対応すること。

「保育所保育指針」「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」の第3章「健康及び安全」に示されている事項。

1, 健康状態や発育及び発達の状態の把握

- (1) 子ども（園児）の心身の状態に応じて保育するために、子ども（園児）の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。
- (2) 保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に子ども（園児）の状況を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医（学校医）と相談するなど適切な対応を図ること。
- (3) 子ども（園児）の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係団体と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通報し、適切な対応を図ること。

2, 健康増進

- (1) 子ども（園児）の健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子ども（園児）の健康の保持及び増進に努めてゆくこと。
- (2) 子ども（園児）の心身の健康状態や疾病等の

把握のために、嘱託医（学校医）等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子ども（園児）の状態を理解し、日常生活に活用出来るようにすること。

3, 疾病等への対応

- (1) 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子ども（園児）の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医（学校医）や子ども（園児）のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。
- (2) 感染症やその他の疾病発生予防に努め、その発生の疑いがある場合は、必要に応じて嘱託医（学校医）、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し予防についての協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。
- (3) アレルギー疾患を有する子ども（園児）の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。
- (4) 子ども（園児）の疾病等の事態に備え、医務室を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。

4, 食育の推進

- (1) 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。
- (2) 子ども（園児）が生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることの楽しみ、食事を楽しみ合う子ども（園児）に成長してゆくことを期待するものであること。
- (3) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。
- (4) 自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つよう、子ども（園児）と調理員等との関わり

や、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

- (5) 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取り組みが進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるように務めること。
- (6) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子ども（園児）など、一人一人の子ども（園児）の心身の状態等に応じ、嘱託医（学校医）、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。

5、環境及び衛生管理並びに安全管理

- (1) 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。
- (2) 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども（園児）及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。
- (3) 保育中の事故防止のために、子ども（園児）の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- (4) 事故防止の取り組みを行う際には、特に、睡眠中、プール活動、水遊び、食事の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子ども（園児）の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
- (5) 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子ども（園児）の精神保健面における対応に留意すること。

6、防災への備え

- (1) 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。
- (2) 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

- (3) 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。
- (4) 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。
- (5) 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子ども（園児）の引き渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引き渡し方法等について確認をしておくこと。
- (6) 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
- (7) 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行う工夫をすること。

以上の手続きにより抽出、整理された「健康」に関する事項（全37項目）「健康及び安全」に関する事項（全24項目）を、意味内容を吟味することにより簡易化、箇条化し、以下の「幼児に対して教育すべき事項」（18箇条）、「幼児教育者として対応すべき事項」（12箇条）にまとめた。

◎ 「幼児に対して教育すべき事項」

- 1、愛情豊かな受容の中で安定感を持って生活する
- 2、先生や友達との触れ合い
- 3、遊びの中での十分な体の動き
- 4、お座り、はいはいなど自分からの動き
- 5、戸外で自然と親しみ遊ぶ
- 6、食べることを楽しみ興味を持つ
- 7、自分で食べることができる
- 8、個人差に応じた授乳・離乳の進め
- 9、自主的な生活のリズムづくり
- 10、睡眠・午睡・休息などのリズム形成
- 11、衣服の着脱が行える
- 12、排便への慣れ、自分での排泄
- 13、身の回りの清潔と心地よさ
- 14、自分達の生活の場を整える
- 15、見通しを持って行動する
- 16、病気予防など必要な活動を行う
- 17、危険な場所、危険な遊びを知る
- 18、防災時の対応など安全について知る

◎ 「幼児教育者として対応すべき事項」

- 1, 幼児の定期的・継続的な健康の把握
- 2, 疾病・体調不良・傷害への対応
- 3, 虐待の疑い等への対応
- 4, 健康増進計画・健康診断の立案
- 5, 感染症の予防・発生時の対応
- 6, アレルギー疾患への対応
- 7, 医務室、救急用品の常備と管理
- 8, 食育の目標設定・環境整備と計画策定
- 9, 施設の環境整備と衛生管理
- 10, 事故防止対策および発生時の対応策
- 11, 防災に向けての施設・備品・計画整備
- 12, 避難訓練における保護者・地域との連携

II、学生の「健康」に対する意識に関する整理

山本の研究結果^{1) 2) 3)}において「学生の意識が強く向けられている」「学生の意識が希薄である」などの傾向が見出されている事項を、各研究の「まとめ」より以下のように抽出した。

「保育内容・健康における教育内容の検討」(1)より

- ① 学生の問題意識は「健康」を維持増進するための3大要素「食事」「運動」「睡眠」に多く向けられているが、「心の育み」「危機管理」等に対する問題意識は希薄である。
- ② 幼児教育者として「食育」の目標設定、環境整備、計画策定への対応が必要であることを強く感じている。

「保育内容・健康における教育内容の検討」(2)より

- ① 学生の「幼児の健康に関する問題意識」は、「心の育み」「危機管理」等の項目においては希薄であり、これも前回の研究と同様の結果であった。
- ② 学生の「虐待」に対する問題意識が強くなっており、その「対処意識」(どのような方向・状態に導くべきと考えているか)においても「要領」等に定める対処方法と同じ内容を持ち合わせていた。
- ③ 学生が問題意識を持った項目に於ける「対処意識」(どのような方向・状態に導くべきと考えているか)については、約20%の項目で「要領」等とおおむね一致する対処の方向性を持っているが、他の項目においては、知識や情報を持っていないことが明らかになった。

- ④ 学生の「対処意識」と「要領」等に定められた対処方法とを比較し、学生の知識、理解が不十分であることが明らかとなった側面は、具体性、計画性、目標明確化、個人差配慮、子どもの意欲喚起、子どもの心に対する思いやり等であった。
- ⑤ 学生の問題意識が高い事項ほど、「要領」等に示された「幼児に対して教育すべき方向性」「幼児教育者として対応すべき方向性」と学生の対処意識の方向性の一致度が高い傾向があった。

「保育内容・健康における教育内容の検討」(3)より

- ① 学生の「健康観」は「生理的健康(生命的視点)」「病気でない心身の状態」と「生活的健康(生活的視点)」「生活を適正に行うことにより培われる力」をベースとしているが、「生存的健康観(人生的視点)」「環境保全行動を目指す態度」までには及んでいないことが明らかとなった。
- ② 「自己健康評価」において「健康である」と回答した学生の「健康観」は、「生理的健康(生命的視点)」をベースとしており、心身に特に問題がない場合、自分を「健康である」と評価している。
- ③ 「自己健康評価」において「健康でない」と回答した学生の「健康観」は、「生理的健康(生命的視点)」と同時に「生活的健康(生活的視点)」をベースにしており、基準が複数となり「健康でない」とする厳しい評価をしている。
- ④ 「自己健康評価」において「どちらでもない」と回答した学生の「健康観」は、「生理的健康(生命的視点)」より「生活的健康(生活的視点)」を重視する傾向にあり、正しい生活のあり方を優先した判断を基準としたため、評価が難しくなり「どちらでもない」と回答している。

III、短期大学における「保育内容・健康」に関する科目の「シラバス」内容についての分析・整理

調査対象短期大学(27大学)の「シラバス」より、授業回ごとに記載されている「授業計画・内容」(400項目)を抽出して列挙し、本稿の3. 結果 I、「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」授

業の内容として必要な事項の整理に記載の「幼児に対して教育すべき事項」(18箇条)および「幼児教育者として対応すべき事項」(12箇条)との照合を行い、各箇条と内容が合致する「授業計画・内容」の出現回数を、表1および表2として示した。

また、いずれの箇条にも属さない「授業計画・内容」の趣旨を吟味し「その他」として内容を8項目にまとめ、その出現回数を、表3に示した。

表1, 表2, 表3でカウントされた項目の総数は、合計430項目となり抽出項目400を超えているが、これは一部の「授業計画・内容」表記に複数の内容が示されているものがあるため、これを重複カウントしたためである。

表1 教育すべき事項のシラバス出現数

NO.	事 項	出現数	%
1,	愛情豊かな受容の中で安定感を持ち生活する	8	(4.2%)
2,	先生や友達との触れ合い	3	(1.6%)
3,	遊びの中での十分な体の動き	67	(35.4%)
4,	お座り、はいはいなど自分からの動き	1	(0.5%)
5,	戸外で自然と親しみ遊ぶ	7	(3.7%)
6,	食べることを楽しみ興味を持つ	7	(3.7%)
7,	自分で食べることができる	2	(1.1%)
8,	個人差に応じた授乳・離乳の進め	0	(0.0%)
9,	自主的な生活のリズムづくり	37	(19.6%)
10,	睡眠・午睡・休息などのリズム形成	5	(2.6%)
11,	衣服の着脱が行える	5	(2.6%)
12,	排便への慣れ、自分での排泄	6	(3.2%)
13,	身の回りの清潔と心地よさ	6	(3.2%)
14,	自分達の生活の場を整える	3	(1.6%)
15,	見通しを持って行動する	1	(0.5%)
16,	病気の予防など必要な活動を行う	4	(2.2%)
17,	危険な場所、危険な遊びを知る	24	(12.7%)
18,	防災時の対応など安全について知る	3	(1.6%)
合 計		189	(100.0%)

4. 考 察

結果で示された内容を基に「シラバス」に反映させることが適切であると考えられる事柄を、本論の研究方法的順序に沿って考察すると以下ようになる。

I、「要領」「指針」などに示されている「保育内容・

健康」授業の内容として必要な事項として整理された箇条の「シラバス」への反映について

表2 対応すべき事項のシラバス出現数

NO.	事 項	出現数	%
1,	幼児の定期的・継続的な健康の把握	32	(23.4%)
2,	疾病・体調不良・傷害への対応	10	(7.3%)
3,	虐待の疑い等への対応	0	(0.0%)
4,	健康増進計画・健康診断の立案	34	(24.8%)
5,	感染症の予防・発生時の対応	5	(3.6%)
6,	アレルギー疾患への対応	1	(0.7%)
7,	医務室、救急用品の常備と管理	2	(1.6%)
8,	食育の目標設定・環境整備と計画策定	14	(10.2%)
9,	施設的环境整備と衛生管理	14	(10.2%)
10,	事故防止対策および発生時の対応策	23	(16.8%)
11,	防災に向けての施設・備品・計画整備	1	(0.7%)
12,	避難訓練における保護者・地域との連携	1	(0.7%)
合 計		137	(100.0%)

表3 その他シラバスに記載された事項の出現数

NO.	事 項	出現数	%
1,	領域「健康」の解説に関する内容	34	(32.7%)
2,	乳幼児の体力・運動に関する内容	30	(28.8%)
3,	乳幼児の健康の現代的課題について	10	(9.6%)
4,	身体の構造や発達に関する内容	8	(7.8%)
5,	「健康」の定義等に関する内容	7	(6.7%)
6,	幼小連携に関する内容	7	(6.7%)
7,	模擬保育等に関する内容	6	(5.8%)
8,	情報処理機器の活用に関する内容	2	(1.9%)
合 計		104	(100.0%)

「幼児に対して教育すべき事項」として整理された18箇条をみると1, 愛情豊かな受容の中で安定感を持って生活する 2, 先生や友達との触れ合い は、先生や仲間たちとの関係性を醸成する内容であると理解できる。また、3, 遊びの中での十分な体の動き 4, お座りはいはいなど自分からの動き 5, 戸外で自然と親しみ遊ぶ の3箇条は、身体能力の向上をめざし体育遊び等を積極的に活動として取り入れることを求めた内容と考えることが可能である。6, 食べることを楽しみ興味を持つ 7, 自分で食べることができる 8, 個人差に応じた授乳・離乳の進め は、食事に関する箇条

であり、その能力の育成と適正な習慣化を内容としたものである。一方、9、自主的な生活のリズムづくり 10、睡眠・午睡・休息などのリズム形成 11、衣服の着脱が行える 12、排便への慣れ自分で排泄は、基本的な生活習慣の獲得を促す内容であるとまとめることが可能である。13、身の回りの清潔と心地よさ 14、自分達の生活の場を整える 15、見通しを持って行動するは、子どもたちが自分の置かれている状況や環境に意識を向け、先見性を持ちながら生活環境の適正化を進めていくことを求めている箇条であると理解できる。また、16、病気予防など必要な活動を行う 17、危険な場所、危険な遊びを知る 18、防災時の対応など安全について知るは、子どもたちが自らの病気を含めた心身の安全管理、防災対応などの知識を獲得することを求める箇条であると考えられる。

「幼児教育者として対応すべき事項」として整理された12箇条をみると、1、幼児の定期的・継続的な健康の把握 2、疾病・体調不良・傷害への対応 4、健康増進計画・健康診断の立案 5、感染症の予防・発生時の対応 6、アレルギー疾患への対応 7、医務室、救急用品の常備と管理の6箇条が、子どもたちの健康管理に関する内容となっており、8、食育の目標設定・環境整備と計画設定は、食事の提供を適正に行い食事について学ばせることを、9、施設の環境整備と衛生管理は、施設の適正な環境管理といった内容を示すものとなっており、幼児教育者にこうした事項における対応能力を求めているものと考えられる。また、3、虐待の疑い等への対応では、今日的な問題である虐待への適正な対処能力が保育者に求められている事項と理解できる。一方、10、事故防止対策および発生時の対応策 11、防災に向けての施設・備品・計画整備 12、避難訓練における保護者・地域との連携では、安全管理の対策や施策が示されており、地域と連携を取った組織だった対応力の必要性が挙げられているものと考えられる。

以上のように「要領」「指針」において求められている合計30箇条を精査すると、「シラバス」に反映し授業の内容として教授すべきであるとされる事項を、以下の11項目にまとめることが可能である。

- 1) 先生や友達との人間関係の醸成
- 2) 体育あそびの積極的な実施による運動能力育成
- 3) 食事の能力獲得と適切な習慣化
- 4) 基本的な生活習慣、生活リズムの獲得

- 5) 生活環境を適正に整える能力の獲得
- 6) 安全教育および防災教育による意識涵養
- 7) 子どもたちの健康管理対策の推進
- 8) 適正な食事と食育の実施
- 9) 施設等の適切な環境整備と衛生管理の実施
- 10) 虐待の疑い等への対処の徹底
- 11) 地域と連携した安全管理、防災対策の実施

II、学生の「健康」に対する意識に関する整理において示された事項の「シラバス」への反映について

学生が幼児教育における「健康」に関して意識している特徴や傾向は11項目示されたが、「シラバス」に記載し教育カリキュラムに反映させるべき内容として必要となるのは「学生の意識が希薄である」として取り扱われた項目、「対処意識が不十分である」として取り扱われた項目、および「健康観をどのように保持しているか」において教育に関与する特質であると思慮される項目であると判断でき、こうした項目に焦点を当て考察を進めることとする。

「学生の意識が希薄である」と判断された項目は、子どもたちの「心の育み」および「危機管理」に関してであり、複雑化、スピード化、機械化が進展する現代社会においては、弱者である子ども達の心の健康をいかに育てていくかが重大な問題となっており、「心の育み」はこうした現状を勘案すると「シラバス」への反映が必須の事柄になると考えることができる。また、「危機管理」に関しても社会問題と位置づけられており、安全管理、虐待防止として「シラバス」へ反映することが求められていると考えることが可能である。

一方、「対処意識が不十分である」として判断された項目の内容をみると、学生の意識の向け方が希薄であると位置づけられた項目における、学生達の知識や情報の少なさが明らかとなっており、こうした項目を「シラバス」においても明確に記載し、知識や情報を積極的に提供することにより、内容を充実させて取り扱うことが重要であることが示されたと言える。また、内容の充実を具体的に推進するためには、学生が各事項において、その具体性、計画性、目標明確化、個人差配慮、子どもの意欲喚起、子どもの心に対する思いやり等の情報や知識を持ち合わせていないことが明らかになっており、「シラバス」においてはこうした内容の取り扱いに関して積極的に明示し、教授することが重要であることが示されたと考えることができる。

また、「学生の健康観」の特質をみてみると、「健康観」が「生理的健康（生命的視点）」（病気でない心身の状態）と「生活的健康（生活的視点）」（生活を適正に行うことにより培われる力）に偏っており、「生存的健康観（人生的視点）」（環境保全行動を目指す態度）にまで及んでいないことが明らかにされている。これは、子ども達に「健康」を教え、子ども達の「健康」を維持増進する役割を将来担う学生達の、基本的な「健康」の認識に欠落があることを示していると考えられ、「シラバス」作成においては、この「生存的健康観」の礎となる「地球環境保全」「地球温暖化防止」といった観点を、学生の「健康観」育成の内容として取り組むことが必須であると示されたと考察できる。また、特に自分自身の健康状態を否定的に捉えている学生（自分の「健康感」を悪い状態にあると捉えている学生）の「健康観」の偏りが強いことが示されており、実際の教授においては、学生の「健康観」と「健康感」の関係にも配慮しながら指導を進めることが大切であることも示唆されたと考えられる。

以上の検討より、学生の「健康」に対する意識に関する事項より「シラバス」に反映すべき事柄は、以下の3項目であり、また、授業を充実させ実効性のあるものとするための留意点として2項目を指摘することが出来ると考えられる。

- 1) 子ども達の「心の育み」に関する内容
- 2) 安全管理、虐待防止に関する内容
- 3) 環境保全行動を含んだ「健康観」の醸成（留意点）

- (1) 項目の目標を明確化し計画立案の重要性を内容に含め具体性を持たせる。
- (2) 主体である子ども達の状態に注目し、個人差や意欲喚起に配慮する。

Ⅲ、短期大学における「保育内容・健康」に関する科目の「シラバス」検討の結果とその反映について

調査した27大学における、教育すべき事項のシラバスへの出現数（表1）をみると、3、遊びの中での十分な体の動き（67）9、自主的な生活のリズムづくり（37）17、危険な場所、危険な遊びを知る（24）の3事項がほとんどすべての大学の「シラバス」に取り上げられている一方、8、個人差に応じた授乳、離乳の進め（0）4、お座り、はいはいなど自分からの動き（1）15、見通しを持って行動する（1）7、

自分で食べることができる（2）の4事項は、ほぼ「シラバス」に取り上げられておらず、項目によってその取り扱いに極端なばらつきがあることが見出された。また、その他の項目の出現回数も3～8回程度あることより、大学によって「シラバス」に記載する事項に相当の偏差があることが示された。

対応すべき事項のシラバスへの出現数（表2）をみると、4、健康増進計画・健康診断の立案（34）1、幼児期の定期的・継続的な健康の把握（32）10、事故防止対策および発生時の対応策（23）8、食育の目標設定・環境整備と計画策定（14）9、施設的环境整備と衛生管理（14）2、疾病・体調不良・傷害への対応（10）の6項目が、多くの大学の「シラバス」に記載されている一方、それ以外の6項目の出現数は5～0といった極めて少ない数となっており、これは教育すべき事項での「シラバス」への出現傾向と類似しており、大学によってその取り扱いに極端なばらつきや偏差があることが見出された。

この傾向は、山津⁴⁾によって「モデルが示す内容を十分に満たしていると評価することが出来るシラバスは、極めて少ない。」と指摘されている内容と合致しており、「シラバス」作成における大切な留意点として捉えることが可能であり、保育内容「健康」におけるカリキュラムを規定する「シラバス」の作成においては、「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」授業の内容として必要な箇条を網羅的に取り入れる意識の必要性が示されたものと考えられる。

一方、その他シラバスに記載された事項の出現数（表3）をみると、1、領域「健康」の解説に関する内容（34）3、乳幼児の健康の現代的課題について（10）5、「健康」の定義等に関する内容（7）6、幼小連携に関する内容（7）といった乳幼児の健康を学ぶ上で必要となる基本的事項や時代的な認識に関する事項が多く挙げられている。また、医学や体育学などの専門分野からの知見により授業内容が提供される、2、乳幼児の体力・運動に関する内容（30）4、身体の構造や発達に関する内容（8）の事項が挙げられおり、教育学や情報学などの専門分野からの知見により授業内容が提供される、7、模擬保育に関する内容（6）8、情報処理機器の活用に関する内容なども事項として挙げられており、専門性により深化したカリキュラムの内容が求められていることが示唆されている。

このように短期大学における「保育内容・健康」に関する科目の「シラバス」の内容をみると、「シラバス」

に記載しカリキュラムに取り入れるべきであると考えられる追加の事項と留意点を、以下のように整理することが可能である。

- 1) 「健康」に関する基本事項や今日的課題
- 2) 専門学問理論を援用した深化した内容 (留意点)
 - (1) 「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」の授業の内容として必要な箇条を網羅的に取り入れる。

5. ま と め

「保育内容・健康」の授業を目的に則して効果的に実施するため、具体的な授業カリキュラムを作成する際の礎となる「シラバス」の内容の適正化を行うことを目指し、①「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に記載されている「健康」に関する事項の精査、② 保育内容「健康」受講学生の「健康」に関する意識調査とその分析、③ 他の短期大学における保育内容「健康」に関する科目の「シラバス」内容についての調査および分析を行った結果、以下事柄を「シラバス」に記載することの必要性が見出された。

- I、「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」授業の内容として必要な事項
 - 1) 先生や友達との人間関係の醸成
 - 2) 体育あそびの積極的な実施による運動能力育成
 - 3) 食事の能力獲得と適切な習慣化
 - 4) 基本的な生活習慣、生活リズムの獲得
 - 5) 生活環境を適正に整える能力の獲得
 - 6) 安全教育および防災教育による意識涵養
 - 7) 子どもたちの健康管理対策の推進
 - 8) 適正な食事と食育の実施
 - 9) 施設等の適切な環境整備と衛生管理の実施
 - 10) 虐待の疑い等への対処の徹底
 - 11) 地域と連携した安全管理、防災対策の実施
- II、学生の「健康」に対する意識に関する調査において授業の内容として必要と示された事項および留意点
 - 1) 子ども達の「心の育み」に関する内容
 - 2) 安全管理、虐待防止に関する内容

- 3) 環境保全行動を含んだ「健康観」の醸成 (留意点)
 - (1) 項目の目標を明確化し計画立案の重要性を内容に含め具体性を持たせる。
 - (2) 主体である子ども達の状態に注目し、個人差や意欲喚起に配慮する。

- III、他の短期大学における「保育内容・健康」に関する科目の「シラバス」内容の調査により授業の内容として必要と示された事項および留意点
 - 1) 「健康」に関する基本事項や今日的課題
 - 2) 専門学問理論の援用による深化した事項の内容 (留意点)
 - (1) 「要領」「指針」などに示されている「保育内容・健康」の授業の内容として必要な箇条を網羅的に取り入れる。

6. 引用文献・参考文献

- 1) 山本章雄(2020)「保育内容・健康における教育内容の検討(1)事例研究：健康問題に関する学生の意識について」神戸教育短期大学教育実践研究紀要, 第1号, pp. 44-54.
- 2) 山本章雄(2021)「保育内容・健康における教育内容の検討(2)事例研究：健康問題における学生の対処意識について」神戸教育短期大学教育実践研究紀要, 第2号, pp. 24-35.
- 3) 山本章雄(2021)「保育内容・健康における教育内容の検討(3)事例研究：学生の健康観と自己健康評価について」神戸教育短期大学教育実践研究紀要, 第3号, pp. 5-14.
- 4) 山津幸治司(2021)「幼稚園教員養成課程における領域「健康」の新設科目の開講状況：国立教員養成大学・学部シラバス分析による結果」佐賀大学教育学部紀要, Vol. 5, No. 1, pp. 155-161.
- 5) 西村美佳 他(2022)「新幼稚園教諭養成課程における保育内容の指導(健康)の授業内容の考察-領域(健

康)の授業内容と連携の視点から-」金城学院大学論集
人文科学編, 第18巻, 第2号, pp. 216-224.

6) 田中卓也 他(2018)「保育者養成における講義のシ
ラバス分析とその課題に関する考察-保育内容(健康)
を中心に-」共栄大学教育学部研究紀要, 第2
号, pp1-8.

7) 渡辺雄貴 他(2014)「学習成果に基づく授業設計の
視点から見たシラバスの内容分析」大学評価研究, 第1
3号, pp. 113-122.

8) 宮原道子(2021)「テキストマイニングを用いたシ
ラバス分析の探索的研究」大阪観光大学紀要, 第21
号, pp. 95-103.

9) 筑波大学教学マネジメント室(2021)「特集・シラ
バス再考」FD COMPASS, Vol. 2, pp. 1-5.

10) 門内章 他(2006)「教員評価制度を通じたシラバス
改善に向けた提言」大学行政研究, 創刊号, pp. 237-248.

11) 加集広希(2008)「キーワードの属性情報を利用し
たシラバス情報の可視化手法の検討」高知工科大学プ
ロジェクト研究報告書, pp. 1-18.

12) 由谷真之 他(2005)「電子シラバスを用いた大学教
養教育のカリキュラム分析」第4回情報科学技術フォ
ーラム冊子, N-007, pp. 315-316.

身体表現の授業が保育者を目指す学生の身体表現に対する 主観的認識に与える影響

—身体表現Ⅰの授業の受講前と受講後の比較—

川野 裕姫子 橋 未都

KAWANO Yukiko TACHIBANA Misato

幼児の発達において身体表現等の自己表現は不可欠であり、保育園や幼稚園において身体表現に触れる機会を提供することが求められている。現行の課題として保育者の経験不足や苦手意識により実施が難しいという現状が報告されている。本研究では保育者養成校における授業内容や学生の身体表現に対する意識に着目し、学生の身体表現に対する認識がどのように変化するかを明らかにすることとした。

本研究では、短期大学(保育者養成校)における身体表現Ⅰの受講生 50 名を対象として授業前後にアンケートを実施した。アンケートは4件法で解答を求め、t検定を実施し授業前後の身体表現に対する意識変化を検討した。調査の結果、学生の身体表現に対する好感度が有意に向上し、実際に身体表現を実践する際の羞恥心は有意に減少することが示された。これらのことから、身体表現を在学時に学ぶことで、保育者として現場で活動し始めた際に、身体表現に対する苦手意識を緩和できる可能性が示された。

キーワード：保育者養成、身体表現、ダンス

1. はじめに

身体表現等の自己表現の経験は幼児の発達において不可欠である。身体表現を通して自己を表現する機会が得られないと、考えを上手く表現することが苦手であったり、人の立場に立って物事を考えたりできない子どもに成長してしまう可能性を指摘する報告があるからである¹⁾。そのため、生活に身体表現を取り入れ、乳幼児が自己の表現等を経験する機会を設けることは重要といえる。少子化や核家族化、共働き家庭の増加に伴い十分に身体表現の時間を家庭で確保することは容易ではない²⁾。昨今、一日の大半を保育施設で過ごす乳幼児は多く、集団生活をする中で自然と他者と関わる機会が得られる。しかし、身体表現に関しては、保育者が意図して取り入れなければ幼児は経験することが出来ず、もし保育者が身体表現に対し苦手意識を持っていれば幼児に

表現の機会を十分に提供できない可能性が高くなる。

保育者が自分自身の経験不足や苦手意識を理由に、身体表現の実施に困難を感じていることは現行の課題として指摘されている³⁻⁷⁾。幼児の多くはリズムカルな音楽が流れると、身体を揺らしたり、ジャンプをしたり、回ったりと音に合わせてリズムをとる。そして、それに伴い心が解放され、身体も緩み笑顔になる。しかし、成長と共に身体表現に触れる機会は減り、身体表現に対し「不得意、苦手である」と感じるようになる⁸⁾と報告する研究もある。そもそも、「身体表現とは何か分からない」という現場の声も珍しくない⁹⁾。身体表現が自由で多様な、決まった答えのない「ゴールフリー」なものである¹⁰⁾と述べられているように、身体表現には既成ダンス、リズムダンス、伝承的郷土的遊戯、手遊び、歌遊び、発表会ダンス、フォークダンス、リズム表現、即興的ダンス、創作ダンスなどの多岐に渡った内容が存在すること¹¹⁾もその一因と考える。

幼児と触れ合い身体表現の場を提供することで保育者が実践的に経験を積み学んでいくことはもちろん可能ではある。しかし、保育者が現場で行っている身体表現の内容は、保育者の学生時代の学習内容と同様の傾向であり、保育者の学生時代の学習内容に身体表現は端を発しているという指摘がある³⁾。また、身体表現は「幼児への関わりに高度な専門性が必要であり、それ故に遊びの展開や指導・援助の困難さが従来より指摘されてきた領域でもある」とも考えられており¹²⁾、これらのことは保育者養成校の持つ役割の重要性を示唆する。この様な背景から、保育者養成校における授業内容についても改めて指摘され、多くの専門家がその指導について研究し、実践内容を報告している^{1, 3, 5, 11) 13-16)}。川野らは保育実習時に学生が実施する保育内容を調査し⁶⁾、金らは身体表現の授業に着目し、学生は様々な教師の言葉がけによって指導の工夫等に気付くことができることを報告している¹⁷⁾。また、長野らは、保育現場における身体表現活動を充実させるために、保育者養成校在学時に幼児の年齢に応じた身体表現能力や身体表現そのものの重要性を理解し、様々な身体表現に触れることの重要性について説いている¹⁸⁾。これらの報告により、保育者を目指す学生の身体表現に対する意識の傾向を把握することは、今後の保育者養成校での授業の実技内容や教材研究の参考となる資料を提示していることが予想される。

以上から、身体表現の授業構成や授業展開によって、学生の身体表現に対する認識は大きく左右させると推察できる。そして、保育者のみならず、実際に保育される幼児にとっても有効的であると考えられる。そこで本研究では、身体表現の授業において学生の身体表現に対する認識がどのように変化するかを明らかにすることとした。

2. 方法

対象

本研究では、K短期大学(保育者養成校)における身体表現Iを2021年度に受講した長期履修制2回生の計50名を対象とした。有効回答学生40名を評価に利用した。K短期大学保育者養成校は、2年制と長期制履修制(3年制)課程が設置されており、長期制履修制在籍の学生は、2年制のカリキュラムを3年間で履修することとなっている。

本研究は、神戸教育短期大学研究委員会審査の承認を得ている。アンケート参加者には、アンケート実施前に

研究の趣旨を十分に説明し、同意を得た。

また、本研究の対象となった身体表現Iの授業は、必修科目であり、こども学科の2,3回生時には全員約120名が受講している。

調査方法

アンケート調査では、身体表現の授業が受講生の身体表現に対する意識に与える影響を検討するため身体表現の講義、第1回目(受講前)と15回目(受講後)の授業にてアンケート調査を実施した。講義時間内にQRコードを配布し、google formsにて回収した。

質問事項

受講者の身体表現に対する意識や生活習慣を調査するために以下の8問を調査した。

1. 日常生活の中で身体表現(ダンス)を行うことは好きですか
2. 授業(身体表現I)の中で身体表現(ダンス)を行うことは好きですか
3. 日常生活の中で身体表現(ダンス)を行う機会はありますか(身体表現Iの授業は含みません)
4. 日常生活の中で身体表現(ダンス)に触れる機会はありますか(テレビ・公演など)
5. 人前で(クラスメートの前で)身体表現(ダンス)を行うことに抵抗はありますか
6. 幼児の発達に身体表現は必要だと感じますか
7. 身体表現を学ぶ上で最も必要だと考えるスキルや経験は何だと思えますか
8. 身体表現を学ぶならどのように学びたいと考えますか

質問1,2は身体表現に対する好感度について、“好き”(4点)～“嫌い”(1点)の4件法で回答を求めた。質問3,4は日常生活での身体表現への関わりについて、その頻度を“よくある(週4回以上)”(4点)～“全くない”(1点)の4件法で回答を求めた。質問5,6は身体表現の実施に関わる指標として評価するために、質問5では“ない”(4点)～“ある”(1点)の4件法で回答を求め、質問6では“思う”(4点)～“思わない”(1点)の4件法で回答を求めた。質問7は身体表現の修得に対する意識を調査するために、身体表現の修得に影響を与えられられる“授業でのダンス経験”“授業外でのダンス経験(ダンススクールなど)”“声楽経験”“ミュージカル経験”“楽器経験(ピアノやバイオリンなど)”“保育経験(保育園でのアルバイトなど)”“こどもと遊んだ経験”“こども相手のインストラクター経験”“ダンスを楽しみと思う気持ち”“性格

(人前で表現することを得意とするなど)” “羞恥心を無くすこと” “ない” の12件法で回答を求めた。問8は身体表現の修得方法として“授業” “オンライン動画を観て” “ダンススクールに通って” “本を読んで” “友だちとの遊びの中で” の5件法で回答を求めた。それぞれの質問において、回答は1選択肢とした。また、アンケートではより授業の与える効果を検討するために学籍番号の記入を求めた。

統計学的解析

授業が受講者の身体表現に対する意識や生活習慣に及ぼす効果を検討するために、質問1~6に関しては対応のあるt検定を用いて、受講前後のアンケート結果を比較した。有意水準は0.05とし、統計処理にはSPSS Statistic 25 (IBM USA)を用いた。

3. 結果

アンケート結果

「日常生活の中で身体表現(ダンス)を行うことは好きですか?」の問いに対して、受講前は“好き”と回答した学生が6名、“まあまあ好き”と回答した学生が19名、“あまり好きではない”と回答した学生が14名、“嫌い”と回答した学生が1名であった。受講後は“好き”と回答した学生が11名、“まあまあ好き”と回答した学生が20名、“あまり好きではない”と回答した学生が9名、“嫌い”と回答した学生は0名であった(表1)。

	受講前	受講後
好き	6	11
まあまあ好き	19	20
あまり好きではない	14	9
嫌い	1	0

表1

授業(身体表現I)の中で身体表現(ダンス)を行うことは好きですか?」の問いに対して、受講前は“好き”と回答した学生が5名、“まあまあ好き”と回答した学生が16名、“あまり好きではない”と回答した学生が16名、“嫌い”と回答した学生が3名であった。受講後は“好き”と回答した学生が14名、“まあまあ好き”と回答した学生が19名、“あまり好きではない”と回答した学生が7名、“嫌い”と回答した学生は0名であった(表2)。

	受講前	受講後
好き	5	14
まあまあ好き	16	19
あまり好きではない	16	7
嫌い	3	0

表2

「日常生活の中で身体表現(ダンス)を行う機会がありますか?(身体表現Iの授業は含みません)」の問いに対して、受講前は“よくある(週4回以上)”と回答した学生が1名、“少しある(週1回程度)”と回答した学生が3名、“ほとんどない(月に1回程度)”と回答した学生が6名、“全くない”と回答した学生が30名であった。受講後は“よくある(週4回以上)”と回答した学生が2名、“少しある(週1回程度)”と回答した学生が5名、“ほとんどない(月に1回程度)”と回答した学生が8名、“全くない”と回答した学生が25名であった(表3)。

	受講前	受講後
よくある	1	2
少しある	3	5
ほとんどない	6	8
全くない	30	25

表3

「日常生活の中で身体表現(ダンス)に触れる機会がありますか(テレビ・公演など)」の問いに対して、受講前は“よくある(週4回以上)”と回答した学生が10名、“少しある(週1回程度)”と回答した学生が17名、“ほとんどない(月に1回程度)”と回答した学生が6名、“全くない”と回答した学生が7名であった。受講後は“よくある(週4回以上)”と回答した学生が20名、“少しある(週1回程度)”と回答した学生が14名、“ほとんどない(月に1回程度)”と回答した学生が6名、“全くない”と回答した学生は0名であった(表4)。

	受講前	受講後
よくある	10	20
少しある	17	14
ほとんどない	6	6
全くない	7	0

表4

「人前で(クラスメートの前で)身体表現(ダンス)を行うことに抵抗はありますか」の問いに対して、受講前は“ない”と回答した学生が2名、“ほとんどない”と回答した学生が4名、“少しある”と回答した学生が13名、“ある”と回答した学生が21名であった。受講後は“ない”と回答した学生が15名、“ほとんどない”と回答した学生が12名、“少しある”と回答した学生が10名、“ある”と回答した学生が3名であった(表5)。

	受講前	受講後
ない	2	15
ほとんどない	4	12
少しある	13	10
ある	21	3

表5

「幼児の発達に身体表現は必要だと感じますか」の問いに対して、受講前は“思う”と回答した学生が31名、“少し思う”と回答した学生が9名、“あまり思わない”または“思わない”と回答した学生はそれぞれ0名であった。受講後は“思う”と回答した学生が28名、“少し思う”と回答した学生が12名、“あまり思わない”または“思わない”と回答した学生はそれぞれ0名であった(表6)。

	受講前	受講後
思う	31	28
少し思う	9	12
あまり思わない	0	0
思わない	0	0

表6

「身体表現を学ぶ上で最も必要だと考えるスキルや経験は何だと思いますか」の問いに対して、受講前は“授業でのダンス経験”と回答した学生が5名、“授業外でのダンス経験(ダンススクールなど)”と回答した学生が3名、“保育経験(保育園でのアルバイトなど)”と回答した学生が1名、“こどもと遊んだ経験”と回答した学生が1名、“こども相手のインストラクター経験”と回答した学生が2名、“ダンスを楽しいと思う気持ち”と回答した学生が22名、“性格(人前で表現することを得意とするなど)”と回答した学生が5名、“ない”と回答した学生が1名であった。また、“声楽経験”“ミュージカル経験”“楽器経験(ピアノやバイオリンなど)”“羞恥心を無くすこと”と回答した学生はいなかった。受講後は“授業でのダンス経験”と回答した学

生が8名、“授業外でのダンス経験(ダンススクールなど)”と回答した学生が3名、“楽器経験(ピアノやバイオリンなど)”と回答した学生が2名、“保育経験(保育園でのアルバイトなど)”と回答した学生が1名、“こどもと遊んだ経験”と回答した学生が2名、“ダンスを楽しいと思う気持ち”と回答した学生が21名、“性格(人前で表現することを得意とするなど)”と回答した学生が4名であった。また、“声楽経験”“ミュージカル経験”“こども相手のインストラクター経験”“羞恥心を無くすこと”と回答した学生は0名であった(表7)。

	受講前	受講後
授業でのダンス経験	5	8
授業外でのダンス経験	3	3
保育経験	1	1
こどもと遊んだ経験	1	2
こども相手の インストラクター経験	2	0
ダンスを楽しいと思う気持ち	22	21
性格	5	4
声楽経験	0	0
ミュージカル経験	0	0
楽器経験	0	2
羞恥心を無くすこと	0	0
なし	1	0

表7

「身体表現を学ぶならどのように学びたいと考えますか」の問いに対して、受講前は“授業”と回答した学生が19名、“オンライン動画を観て”と回答した学生が7名、“ダンススクールに通って”と回答した学生が6名、“友だちとの遊びの中で”と回答した学生が8名、“本を読んで”と回答した学生は0名であった。受講後は“授業”と回答した学生が33名、“オンライン動画を観て”と回答した学生が2名、“ダンススクールに通って”と回答した学生が1名、“友だちとの遊びの中で”と回答した学生が4名であった。また、受講後においても、“本を読んで”と回答した学生は0名であった(表8)。

	受講前	受講後
授業	19	33
オンライン動画	7	2
ダンススクール	6	1
友達との遊び	8	4
本	0	0

表 8

授業前後の比較

受講前後の受講者の回答を比較したところ、「日常生活の中で身体表現(ダンス)を行うことは好きですか」(p<0.00) (図 1-1)、「授業(身体表現 I)の中で身体表現(ダンス)を行うことは好きですか」(p<0.00) (図 1-2)の問いにおいては有意に好感度が増加することが示された。「日常生活の中で身体表現(ダンス)に触れる機会はありますか(テレビ・公演など)」の問いにおいては、その頻度が有意に増加していた(p<0.00) (図 1-3)。また、「人前で(クラスメートの前で)身体表現(ダンス)を行うことに抵抗はありますか」の問いにおいては、その抵抗感が有意に減少することが明らかとなった(p=0.04) (図 1-4)。

「日常生活の中で身体表現(ダンス)を行う機会はありますか(身体表現 I の授業は含みません)」と「幼児の発達に身体表現は必要だと感じますか」の問いにおいては有意な変化は認められなかった。

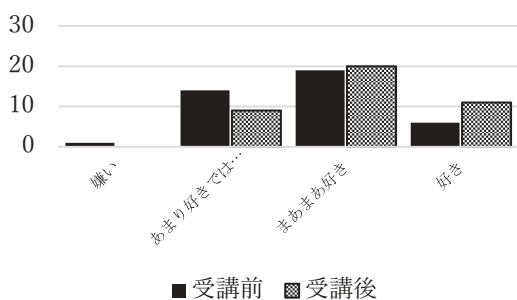


図 1-1

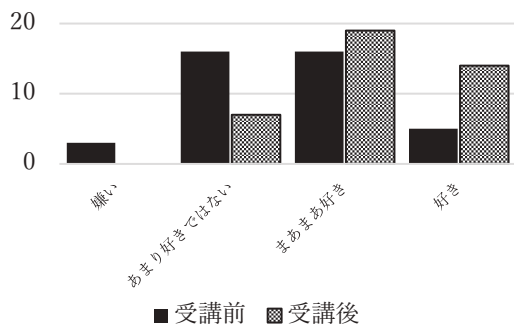


図 1-2

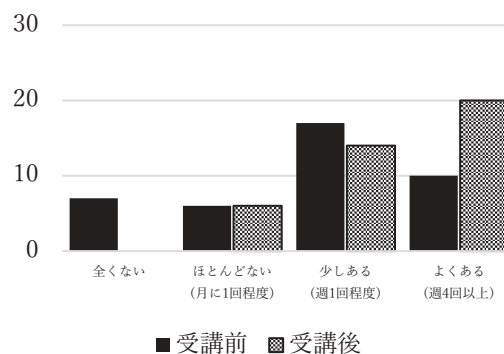


図 1-3

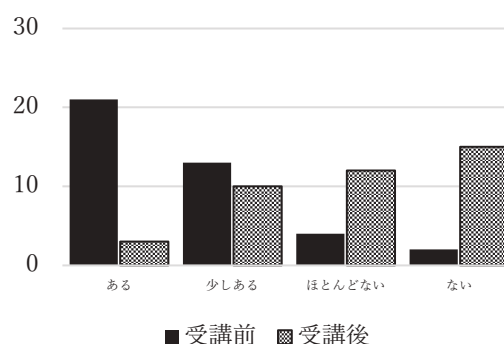


図 1-4

授業前後身体表現に対する意識で有意な変化の認められた質問事項。第1週の授業にて行ったアンケート結果を受講前、第15週の授業にて行ったアンケート結果を受講後とする。縦軸に人数、横軸に質問の返答内容を示す。

図 1-1: 「日常生活の中で身体表現(ダンス)を行うことは好きですか」の問いの結果を示す。図 1-2: 「授業(身体表現 I)の中で身体表現(ダンス)を行うことは好きですか」の問いの結果を示す。図 1-3: 「日常生活の中で身体表現(ダンス)に触れる機会はありますか」の問いの結果を示す。図 1-4: 「人前で(クラスメートの前で)身体表現(ダンス)を行うことに抵抗はありますか」の問いの結果を示す。

4. 考察

本研究では身体表現の授業受講前後に、受講者の身体表現に対する意識を調査し、受講生に授業が与える影響を調査した。また、アンケートを用いて受講者における身体表現の修得に対する意識も明らかにした。

近年、目まぐるしく変化する社会情勢の中、子どもたちの健全な心と身体の育成を支えることは現代社会における重要課題である。成長過程において、子どもたちが豊かな感性や表現力を養い、想像力を豊かにするにあたり、身体表現を積極的に取り入れた保育活動は不可欠で

ある。しかし、「身体表現」は定型的な枠で捉えにくいことから、研究実績は十分でない¹⁹⁾。そのため、保育士を目指す受講生を対象に彼らの持つ身体表現に対する意識を調査し、授業前後における意識変化を検討した本研究は、保育者養成校における授業内容の構築に貢献できると考える。

本研究で対象となった身体表現Ⅰの授業内で担当教員は、身体表現とは身体を使って気持ちを表現するものであり、自己表現に対しては下手であるとか、間違った動きは決してなく、評価の対象にはならないと伝えていた。また、人の持つ感情はそれぞれ異なるため、同じ課題(テーマ)で表現したとしても、表現の仕方が個々により異なることは当然であることと指導していた。そして、自分自身が自由に動くことを楽しみ、気持ちを開放できる場所として身体表現を受講することが大切である。後の実習や保育現場においても子どもの動きから、その時の子どもの心身の様子が把握できるような保育者に繋がる²⁰⁾ことも教授していた。以上のことから、身体表現に対する否定的な感情を緩和することに繋がり、授業を通して苦手意識を多少なりとも克服でき、授業内外関わらず身体表現を行うことに対する好感度が高まったと考える。また、授業内で表現の際は、「思い切って川を跳ぶように跳んでみましょう！」や、「アリスさんのように小さく歩いてみましょう！」などの動きを構成する条件(時間的要因、空間的要因、力性要因)²¹⁾を付けた言葉がけを重要視していた。そのため、学生自身が実践的な言葉がけを学ぶことが出来、具体的に身体表現を子どもに提供する姿がイメージできたと推察する。本山が示すように、本授業で用いた言葉がけは、学生が日常から非日常的な身体表現の世界へ切り替えて身体表現を経験できたことで、羞恥心を取り除くことが可能になったと考える²²⁾。保育の現場において、言葉による指導は子どもが自分の気持ちを表現するのに影響を与えると説かれているように²³⁾、学生たちへの適切な「言葉がけ」は身体表現に対する意識を変化させることを示唆した。

また、昨今、テレビやSNSなどで主として取り入れられている現在の流行のダンス(ジャズダンスやヒップホップなど)ではなく、本授業では、型のあるダンス(リズム遊び、既成の曲の振り付けダンス、リズムダンスなど)から型のないダンス(模倣遊び、リズム表現、ごっこ遊び、創作的ダンス)²⁴⁾へと初歩的段階から応用的段階への表現の仕方⁴⁾を取り入れた。受講者は、授業にてリズム遊びや模倣遊び、リズムダンスを経験することで、自分のリズムで思いのまま自由に動き、自己表現するこ

との楽しさを経験し、多角的に身体表現を捉えられることに繋がったと考える。そのため、日常的にも身体表現を身近に感じられるようになり、日常生活の中で身体表現(ダンス)に触れる機会はありますかの問いにおいては、その頻度が有意に増加していたと考える。

加えて、人前で身体表現をする抵抗感も有意に減少したことから、学生自身が授業中に様々な表現を修得し、乳幼児期の身体表現はリズムカルな表現が望ましいことを体感したことで、保育者自らが、思いのままに楽しく動き、その動きを子どもたちと共有し模倣させることが最も重要²⁴⁾であることを認知できたと示唆する。

本研究の対象となった養成校はこども学科のみを設置しており、学生は保育者(基本的には保育士、幼稚園教諭、保育教諭)を希望して入学し、身体表現が保育者に必要な授業であることは承知している。また、本研究の対象となった身体表現Ⅰの授業を受講することで、より幼児にとっては身体表現の重要性に対する理解は深まったと考える。しかし、身体表現が受講前から嫌いな学生も少なからず存在し、授業を通して認識を変えることができず、積極的に授業に参加できない学生も存在してしまっていた。その中には、保育者を目指したものの、在学中に保育への興味を失っている学生も存在していた。このような学生は、残念ながら実習や保育の現場においても身体表現を実施しなければいいと否定的に捉え、その他の表現活動である造形(お絵描き、簡単なもの作り)や音楽(ピアノ、歌)などを実施し、特に、造形が多く用いられている現状である²⁵⁾。

受講前から多くの学生は身体表現の重要性を認識していたことと、一定数の学生の身体表現に対する苦手意識や嫌悪感は学生の中で個人差が多様であったため「幼児の発達に身体表現は必要だと感じますか」の問いでは有意な差が認められなかったと考える。また、身体表現を好意的にとらえる学生の数は増加したものの、ダンスに授業以外で取り組むなどの生活を変化させるまでの影響は身体表現Ⅰの授業のみではもたらせないことが明らかとなった。

今後の課題として、多様化する環境の中(注1)、これからの実習や保育現場において、乳幼児期の発育発達に応じた身体表現を取り入れられるように創造力やパフォーマンススキルを高め、自己の身体表現に自信をつけさせる授業展開を進めていくように考える。

5. 結語

保育者養成校にて提供する身体表現の授業が、学生の身体表現に対する認識に与える影響を検討した。

結果、学生の身体表現に対する好感度が上がり、実際に身体表現を実践する際の羞恥心が減少することが示された。その要因としては、身体表現の授業を半期に渡り実践的な経験をすることのみならず、表現に対する適切な言葉がけを行うことにより効果が見られたのではないかと考える。意識の面では変化が認められたが、個々の日常生活に新たに身体表現を取り入れるまでの影響はないことが明らかとなった。より意義のある授業を学生に提供するためには、今後も実践的かつ学生の意識に寄り添った授業展開を推奨する。

6. 引用文献・参考文献

1. 仲田幸世. イメージをうごくや言葉で表現できる子を育てる援助の方法-劇遊びから劇創りを通して-. 沖縄市立美里幼稚園, 2013.
2. 川野裕姫子, 橘未都, 青木宏樹. 保育実習における身体表現遊びの実態及び受講生の身体表現遊びに対する意識-保育者養成校における「身体表現 I」の受講生を対象として-. 神戸教育短期大学教育実践研究紀要, 3, p. 21-33, 2021.
3. 高原和子, 瀧信子, 矢野咲子, 怡土ゆき絵, 青木理子, 小川鮎子, 小松恵理子. 保育者養成における身体を使った表現(身体表現)指導の実態. 福岡女学院大学. p. 71-75, 2017.
4. 宮下恭子. 学生のダンスや身体表現についての意識や自己評価に関する研究. 東京成徳短期大学紀要, 44, p.1-16, 2011.
5. 米倉 慶子. 身体表現指導のあり方. 永原学園西九州大学短期大学部紀要, 48: p. 89-93, 2017.
6. 川野裕姫子. 保育者養成における学生の身体表現に対する意識と授業の実態に関する調査研究「身体表現 I」の授業活動におけるアンケート調査から. 神戸教育短期大学教育実践研究紀要, 2, p.51-61, 2020.
7. 遠藤昌. 幼児の身体表現の指導に関する保育者の意識について: 身体表現の指導に関する困難さについてのアンケートの検討を通して. 武庫川女子大学紀要, 54, p.91-99, 2007.
8. 久保景子. 学生の身体表現に関する意識調査. 有明教育芸術短期大学, 10, p.93-104, 2019.
9. 中村真由美, 宗宮悠子. 保育現場における「身体表現」の理解に関する一考察. 清泉女学院短期大学研究紀要, 40, p. 33-40, 2022.
10. 村田芳子. 表現運動・ダンスの授業で身につけさせたい学習内容とは?—学習内容と「習得・活用・探求」の学習をつなぐ—. 体育科教育, 56(3), p.14-18, 2008.
11. 青山優子, 井上勝子, 蛭原正貴, 小川鮎子, 小松恵理子, 高原和子, 瀧信子, 宮嶋郁恵, 矢野咲子., 乳幼児のための豊かな感性を育む身体表現遊び. (株)ぎょうせい, 2020.
12. 新川順子, 高橋敏之. 保育者養成における身体表現教育に関する研究の動向と課題. 教育実践学論集, 15, p.79-87, 2014.
13. 矢野下美智子., 保育者養成における身体表現の授業の在り方について—「身体表現を好きになること」と「授業内容」の関係—広島文化学園短期大学, p. 31-37., 2018
14. 多久保治江, 田辺圭子., 保育者養成における身体表現について(2) 北陸学院短期大学紀要, 9: p. 27-40. 1997.
15. 鈴木裕子, 西洋子, 本山益子, 吉川京子., 幼児期における身体表現の特徴と援助の視点. 舞踊學, 25, p. 23-31. 2002.
16. 多胡綾花., 幼稚園における身体表現あそびの実践内容について—保育歴による違いから—. 湖紀要, 38, p. 21-36, 2012.
17. 金浦美咲, 小松恵理子. 保育者養成校における身体表現の授業研究. 南九州地域科学研究所所報, 38, p.9-19, 2022.
18. 長野真弓. 幼児における身体表現活動の実践・研究の課題ならびに科学的視点からの提案. 心理社会的支援研究, 1, p.29-34, 金子書房, 2010.
19. 古市久子, 身体表現の発達に関する研究の現状と課題 児童心理学の進歩, 46, 171-195, 2007.
20. 新山順子. 保育者養成における身体表現授業の学びと保育実践への有用性分析. 岡山県立大学保健福祉学部紀要, 18, p.19-28, 2011.
21. 青山理子, 青山優子, 井上勝子, 小川鮎子, 小松恵理子, 下釜綾子, 高原和子, 瀧信子, 宮嶋郁恵. 新訂 豊かな感性を育む 身体表現遊び, ぎょうせい, p.30-32, 2012.

22. 本山益子. 子ども・からだ・表現-豊かな保育内容のための理論と演習. 市村出版2003.
23. 田中麻紀子. 子どもの気持ちを引き出す保育者の言葉とかかわり. 夙川学院短期大学教育実践研究紀要, 11, p.13-23, 2018.
24. 半田結, 井上朋子, 永井夕起子. これからの表現教育の検討: 音楽・身体表現・造形の視点から. 兵庫大学短期大学部研究集録, 56(57), p.1-12, 2021.

注1. 多様性を以下に示す。

1. 文化的多様性：

保育現場では、異なる文化や言語背景を持つ子どもたちが一堂に会することがある。教育者は異なる文化を尊重し、子どもたちが自分の文化や言語を認識できるような環境を提供する必要がある。

2. 性の多様性：

男女の平等や性的な多様性についての理解が求められている。性別に基づくステレオタイプを排除し、子どもたちが自分の性別に縛られることなく、自由に選択できるような環境づくりが必要である。

3. 障がいのある子どもたちへの対応：

障がいの ある子どもたちと無障害の子どもたちが共に学ぶ環境が増えている。施設やプログラムは、異なる能力やニーズに対応できるよう、アクセシビリティの向上や個別のサポートを提供する必要がある。

4. 家族構成の多様性：

家庭の構成や形態が多様化している中で、教育者は様々な家族構造や価値観を理解し、尊重する必要がある。同性の親、一人親、異なる宗教やカルチャーを持つ家族など、多様な家庭事情に適応できる柔軟性が求められている。

5. テクノロジーの利用：

現代の子どもたちはデジタルツールやオンライン教育に親しんでいることから、保育現場でも適切なテクノロジーの活用やデジタルリテラシーの育成が求められている。

Abstract

Getting enough chances to experience physical expressions are necessary for healthy child development. As it requires efforts to provide adequate amounts into children's lives, expectations towards childcare-givers at nursery schools have been increased. However, many of childcare-givers show difficulty of providing enough opportunities of physical expressions due to lack of their experiences. We focused on classes given for those potential childcare-givers since childcare-givers often rely on what they have learned while at school. Therefore, we evaluated on influence of certain verbal prompts given in classes among potential childcare-givers.

The survey was given to 50 students registering in physical expression I at the week 1 and 15 of classes. Survey consisted of 8 questions and most of them had 4 points scale. Results showed a significant increase on students' preference on physical expressions and a significant decrease on a sense of shame of practice of physical expressions in the class. These indicated proper verbal prompts could ease their uncomfortableness of physical expressions.

<執筆一覧>

神戸教育短期大学 こども学科

教授 山本 章雄/スポーツ科学 (スポーツ教育学)

神戸教育短期大学 こども学科

准教授 川野 裕姫子/測定評価、スポーツ科学 (スポーツ教育学)

大阪工業大学 国際交流センター Language Learning Center

助教 橘 未都/ダンス

神戸教育短期大学「教育実践研究紀要」

第6号 (2023)

2024年 3月 31日発行

編集発行：神戸教育短期大学

ファカルティ・ディベロップメント委員会

〒653-0862 兵庫県神戸市長田区西山町 2-3-3

TEL:078-611-3351 (代表)

イワサキ出版印刷有限公司

〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通 4-1-17

TEL 078-367-6556

KOBE COLLEGE OF EDUCATION

Bulletin of College Educational Research

No. 6 [2023]

Articles (Applied Field Research)

<Category-3>

- A discussion on the curriculum of health in childhood education
- A study on the syllabus for construct adequately lesson-
...YAMAMOTO Akio

<Category-6 >

- Effect of physical expression class on subjective perception among student
in a child care workers course
- comparison between before and after the class of Body Expression-
...KAWANO Yukiko • TACHIBANA Misato